

米子市都市計画マスタープランの時点修正について

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき「米子市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。

米子市都市計画マスタープランは、令和元年 6 月の策定から 5 年が経過することから、鳥取県都市計画区域マスタープランや米子市まちづくりビジョン等との整合を図りながら時点修正を行うこととしました。

この度は、この素案を作成しましたので報告します。

1 時点修正の趣旨

令和元年 6 月策定時以降における情勢変化を踏まえ、現在のマスタープランを時点修正するものです。

2 主な修正点

(1) 河崎ごみ焼却場、米子浄化場の整備方針について

第 4 章 都市整備の方針 1-2 整備方針 ④その他の施設用地 (P.35)

(変更前) 処理施設用地には、現在、河崎ごみ焼却場、米子浄化場、内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター、白浜浄化場、春日汚物処理場が立地している施設を位置づけます。

(変更後) 処理施設用地には、現在、河崎ごみ焼却場、米子浄化場、内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター、白浜浄化場、春日汚物処理場が立地している施設を位置づけます。

なお、老朽化などの課題のある公共施設などの集約化・再配置を検討します。

(2) 湊山公園周辺の整備方針について

第 4 章 都市整備の方針 3-2 整備方針 (2)都市基幹公園 (P.43)

(変更前) 湊山公園の一部については、米子城跡が国の史跡に指定されており、史跡公園として活用・整備を図ります。

(変更後) 湊山公園の一部については、米子城跡が国の史跡に指定されており、史跡公園として活用・整備を図るとともに、鳥取大学医学部附属病院の再整備など周辺施設の状況を見ながら、あり方を検討していきます。

(3) 新体育館整備などに係る東山公園周辺の土地利用について

第 5 章 地区別整備構想 3-1 中央地区 ■活力生む産業基盤整備 (P.71)

(変更前) (記載なし)

(変更後) ・新体育館などの整備を進めるとともに、東山公園周辺の土地利用を検討します。

(4) その他字句等の修正

(変更前) 加茂川、旧加茂川

(変更後) 新加茂川、加茂川 など

※ この度の時点修正は進捗管理をするものではないため、がいなロードの完成や白浜浄化場の廃止など進捗があったものについては修正していません。

3 今後の予定

令和 6 年 5 月 28 日 米子市都市計画審議会照会

令和 6 年 6 月上旬 公表